

内閣府、総務省、法務省、  
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第四号  
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による立入検査（都道府県知事が行うことができることとされるものに限る。）をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書					
職 名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; text-align: center;">写 真</div>					
氏 名						
生年月日				年	月	日生
年				月	日交付	
	年	月	日限り有効			
都道府県知事（市町村長・区長）						
<input type="checkbox"/>						

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。